

平成29年度

定期監査結果報告書

平成30年2月

備前市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により備前市議会及び備前市長並びに備前市教育委員会に提出するものである。

平成30年2月

備前市監査委員 大 森 浩 二
同 津 島 誠

目 次

ページ

| | | |
|----|-----------------|---|
| 第1 | 基準に準拠している旨 | 1 |
| 第2 | 監査の種類 | 1 |
| 第3 | 監査の対象 | 1 |
| 第4 | 監査の着眼点 | 1 |
| 第5 | 監査の主な実施内容 | 1 |
| 第6 | 監査の実施場所及び日程 | 2 |
| 第7 | 監査の結果 | 4 |
| 1 | まち営業課 | 4 |
| 2 | 日生総合支所（及びまち整備課） | 6 |
| 3 | 日生総合支所 | 7 |
| 4 | 教育総務課 | 8 |
| 5 | 教育総務課（及び学校教育課） | 9 |

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（平成28年監査委員訓令第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の対象

| | |
|----------------|--|
| 市長室 | 秘書広報課、危機管理課 |
| 総合政策部 | 総務課、施設建設・再編課 |
| 市民生活部 | 税務課 |
| 保健福祉部 | 保健課、医療福祉連携課、介護福祉課、社会福祉課、子育て支援課、 臨時給付金対策課 |
| まちづくり部 | 里海・里山課、まち営業課 |
| 日生総合支所 | |
| 吉永総合支所 | 三国出張所、神根・三国地区活性化センター |
| 水道事業・ 下水道事業 | 上下水道課 |
| 病院事業 | 市立備前病院、市立日生病院、市立吉永病院 |
| 教育委員会 | 教育総務課、幼児教育課、伊里認定こども園、日生保育園、伊里小学 校、日生西小学校、日生東小学校、片上高等学校、伊里共同調理場、 日生共同調理場、加子浦歴史文化館、埋蔵文化財管理センター、中央 公民館（市民センター）、図書館・視聴覚ライブラリー、日生地域公 民館 |
| 議会事務局 | |

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、
期間配分の適切性、表示の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等
の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

| 監査期日 | 対象部課 | | 実施場所 |
|----------------|------------|----------------|----------------|
| 平成29年11月 9日(木) | 教育委員会 | 幼児教育課 | 監査委員事務局 |
| | 病院事業 | 市立吉永病院 | 市立吉永病院 |
| | 吉永総合支所 | 三国出張所 | 三国出張所 |
| | 〃 | 神根・三国地区活性化センター | 神根・三国地区活性化センター |
| 11月15日(水) | 病院事業 | 市立日生病院 | 市立日生病院 |
| | 教育委員会 | 加子浦歴史文化館 | 加子浦歴史文化館 |
| | 〃 | 日生保育園 | 日生保育園 |
| | 〃 | 日生東小学校 | 日生東小学校 |
| 11月21日(火) | 市民生活部 | 税務課 | 監査委員事務局 |
| | 保健福祉部 | 医療福祉連携課 | 〃 |
| | 〃 | 介護福祉課 | 〃 |
| | 〃 | 社会福祉課 | 〃 |
| | 〃 | 臨時給付金対策課 | 〃 |
| 11月30日(木) | まちづくり部 | まち営業課 | 〃 |
| | 議会事務局 | | 〃 |
| | 教育委員会 | 教育総務課 | 〃 |
| 12月22日(金) | 日生総合支所 | | 日生総合支所 |
| | 教育委員会 | 日生地域公民館 | 日生地域公民館 |
| | 〃 | 日生共同調理場 | 日生共同調理場 |
| | 〃 | 伊里共同調理場 | 伊里共同調理場 |
| | 〃 | 片上高等学校 | 片上高等学校 |
| 12月26日(火) | 市長室 | 秘書広報課 | 監査委員事務局 |
| | 〃 | 危機管理課 | 〃 |
| | 総合政策部 | 総務課 | 〃 |
| | 〃 | 施設建設・再編課 | 〃 |
| | 保健福祉部 | 保健課 | 〃 |
| | 〃 | 子育て支援課 | 〃 |
| 30年 1月10日(水) | 水道事業・下水道事業 | 上下水道課 | 坂根分庁舎 |
| | 病院事業 | 市立備前病院 | 市立備前病院 |
| | 教育委員会 | 埋蔵文化財管理センター | 埋蔵文化財管理センター |
| | 〃 | 伊里認定こども園 | 伊里認定こども園 |
| | 〃 | 伊里小学校 | 伊里小学校 |

| 監査期日 | 対象部課 | | 実施場所 |
|----------------|--------|---------------------------------|---------------------------------|
| 平成30年 1月16日(火) | 教育委員会 | 日生西小学校 | 日生西小学校 |
| | 〃 | 中央公民館（市民センター）、 図書館・視聴覚ライブラリー | 中央公民館（市民センター）、 図書館・視聴覚ライブラリー |
| | まちづくり部 | 里海・里山課 | 監査委員事務局 |

第7 監査の結果

監査した結果は、次のとおりである。

1 まち営業課

(1) 意見（要望事項）

ア 有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

(ア) 地域振興活性化事業補助金（里山づくり事業）において購入した装軌車輛の利活用について

地域振興活性化補助事業は、地域振興及び地域の活性化を図り個性あふれる観光のまちづくりを推進するため、地域住民が主体となって実施する各種事業に対して、市が補助金を交付するものである。そして、里山づくり事業については、市が、平成28年度において、伊部区有林管理会に対して100万円の補助金を交付したものであり、補助金の交付を受けた同会は、山林の伐採に使用するロープウィンチ、木材等を運搬する装軌車輛等を購入し、同会が所有する山林でこれら機器の講習会を1日間、開催するなどの事業を実施したとする実績報告書を提出していた。なお、同会が補助金を財源として購入した装軌車輛等は、同会の所有物として、補助事業終了後の29年度以降において、同会が引き続き使用している。

一方、木材等を運搬する装軌車輛については、里山づくりの一環として山林の所有者、森林の管理者等に対して貸し出すことを想定して、平成27年度備前市一般会計補正予算（第1号）に係る議案第82号において、市が木材運搬車を購入することを要求していたが、議会での議決により修正され、購入が否定されていたところである。

したがって、27年度補正予算の審議との整合性を図った上で、今後の装軌車輛の里山づくりにおける有効な利活用について検討する必要があると認められる。

イ 経済性の観点から検討する必要があると認められるもの

(ア) 地域振興活性化事業補助金（産業フェスタ）に係る繰越金について

市は、28年11月15日に、備前市産業フェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して、地域振興活性化事業補助金100万円を概算払で交付している。

そして、実行委員会が補助事業（備前市産業フェスタ2016。28年11月27日開催。）の終了後に提出した実績報告書を審査した結果、補助事業が適正に完了したとして、同額で補助金の額を確定しており、特段、収支の精算に伴う戻入はしていない。

しかし、実行委員会が実績報告書に添えて提出した収支決算書によれば、補助事業として開催した備前市産業フェスタ2016に係る収入は計709万4764円、支出は計542万3493円となっていて、167万1271円が剰余金となっており、同額を次年度に繰り越すことにしていた。すなわち、剰余金の金額からすれば、実行委員会は市から補助金100万円の交付を受けずとも事業を開催することができたことになっていた。

したがって、市は、補助事業の終了後、実績報告書、収支計算書の審査に際して、剰余金額が多額となっていて補助事業の実施主体に滞留することになる場合には、適切な額を精算して市に戻入させるなど、経済的な補助金の交付額となるようにすることを検討する必要があると認められる。

2 日生総合支所（及びまち整備課）

(1) 指摘事項

ア 適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 公衆トイレの建築に係る施工監理等について

この事業は、市（日生総合支所）が、平成27、28両年度に、鹿久居島において公衆トイレ2棟を1708万9920円で建築したもので、設計、施工監理等をまち整備課に委ねて実施したものである。

市（まち整備課）は、これらの公衆トイレについて、柱、土台などの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により建設することとし、特記仕様書において木造建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）等に準拠することを求め、具体的には、地震や風により生ずる水平力に抵抗するため、柱と柱の間に構造用合板を打ち付けて設置する耐力壁を両棟とも張り間方向、^(注1) 桁行方向^(注1)の全面にそれぞれ設置することとしていた。また、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜力に抵抗するため、「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1460号）に基づき、柱の位置等に応じて定められている金物等から適合するものを用いて土台や梁と接合すること^(注2)にしていた。そして、耐力壁を構成する柱のうち出隅の柱については、羽子板ボルト等の接合金物を用いて土台、梁と接合することとしていた。

しかし、施工写真等を監査したところ、耐力壁を構成する出隅の柱について、土台や梁との接合金所に羽子板ボルト等の接合金物が写っていないなどしており、請負者が接合金物を使用していないなどの設計と相違した施工をしている可能性が高い状態となっていて、特記仕様書で求めていた内容の履行状況を確認できない状態となっていた。

したがって、本件公衆トイレ2棟については、施工監理、しゅん功時の検査が不十分で適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

(注1) 張り間方向、桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向、長辺方向を桁行方向という。

(注2) 出隅の柱 建物の外側の隅の柱

3 日生総合支所

(1) 指摘事項

ア 適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 東備港日生港区野積場施設管理業務委託の仕様について

この管理業務は、市が、県の財産である東備港日生港区にある野積場を適切に管理するために、定期的な巡回、不法行為の監視、不法占有を発見した場合の報告、清掃を行うことを、備前観光協会に委託して実施しているもので、その契約金額は、平成28、29年度ともに161万2000円となっている。なお、この財源は、県から市への港湾管理委託金となっている。

本件管理業務委託の契約書、仕様書によれば、上記の管理を委託している面積は1,959㎡となっており、その場所は「別添図面のとおり」となっている。

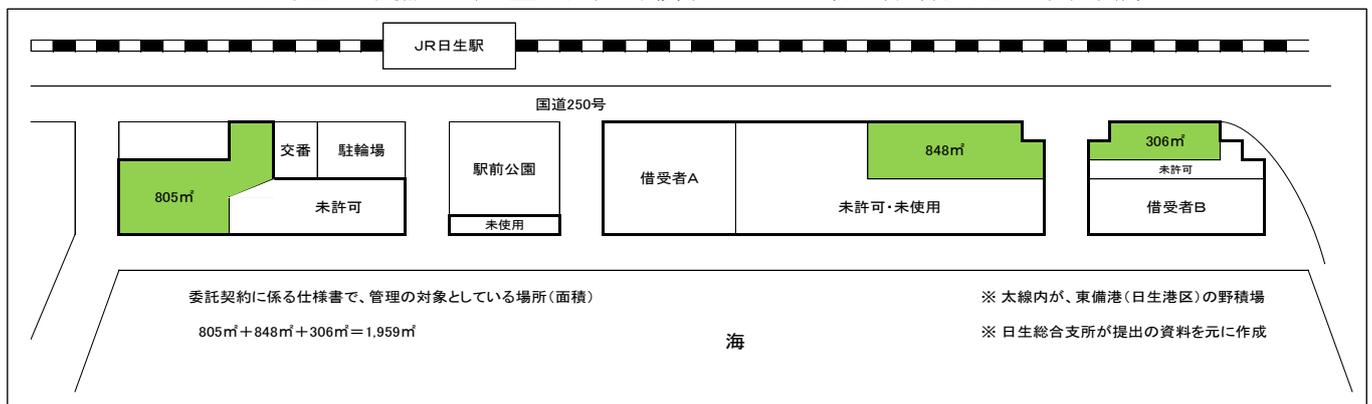
そこで、別添図面等について監査したところ、管理を委託している場所（面積）は、備前観光協会が市を経由して県に使用料を支払って借り受けているところであり、同協会が月極の駐車場等として収益事業に利用している場所と同一となっていた。

しかし、収益事業に利用している場所の管理については、備前観光協会が自らで実施すればよいのであって、市が委託により実施する必要性はない。実際にも、東備港日生港区の野積場では、備前観光協会以外にも、同様に使用料を支払って借り受けることにより事業に利用している者が複数存在しているが、それらの者が利用している場所（面積）については、市は管理業務の委託に付していない。そして、市が管理をする必要がある場所（面積）は、東備港日生港区野積場の全面積のうち、借り受けられていない部分であると考えられる。

したがって、本件管理業務委託に係る仕様は、管理をする必要がある場所（面積）を誤っていて適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

なお、野積場においては、未許可で使用されている部分等が見受けられることから、これらの部分については、県と連絡を取るなどして適正を期す必要があると認められる。

〈参考図〉 東備港（日生港区）野積場における管理業務委託の対象場所



4 教育総務課

(1) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

(ア) 過年度に実施した修繕を当該年度に実施したとして関係書類を作成するなど不適切な会計処理を行って修繕料を支払っていたもの

市が発注する修繕等に係る契約、支払等の会計事務は、備前市契約規則（平成17年規則第47号）、備前市会計規則（平成17年規則第57号）等の規則等に基づき行われることとなっている。

しかし、監査したところ、過年度に実施した修繕を当該年度に実施したとして関係書類を作成するなど不適切な会計処理を行って、修繕料を支払っていたものがあった。

すなわち、教育総務課は、実際には28年度に行った給食調理場における器具の修繕について、修繕の発注に関する起案書、発注の際に徴する見積書、契約の履行が完了したことを確認する書類、業者からの納品書等といった関係書類に29年度の日付を記載することなどにより、修繕を29年度に実施したこととして修繕料24万4080円を支払っていた。

この事態は、事実と異なる関係書類を作成するなど不適切な会計処理を行っていたものであり、規則等に違反しているものと認められる。

このような事態が生じていたのは、28年度末において、修繕に係る平成28年度一般会計予算の残額を適切に把握できていなかったことから当該残額に比して過大に修繕を発注していたこと、給食調理場の運営を優先させたことなどにもよるが、公金の取扱いの重要性や会計及び契約に関する規則等の遵守に対する認識が欠けていたことなどによるものと認められる。

5 教育総務課（及び学校教育課）

(1) 意見（要望事項）

ア 経済性の観点から検討する必要があると認められるもの

(ア) タブレットPCの利用状況について

市（教育総務課）は、平成26年度に、全児童・生徒にタブレットPCを貸与することとして、2,730台の賃貸借及び保守に係る契約を締結していた。そして、その賃貸借期間は、27年1月1日から29年3月31日まで（27か月）の複数年契約となっていて、契約金額は2億0732万7600円となっていた。また、賃貸借期間が終了した後は、無償で市に譲渡されることとなっていて、かつ、実質的には途中で台数変更ができない契約内容となっていた。

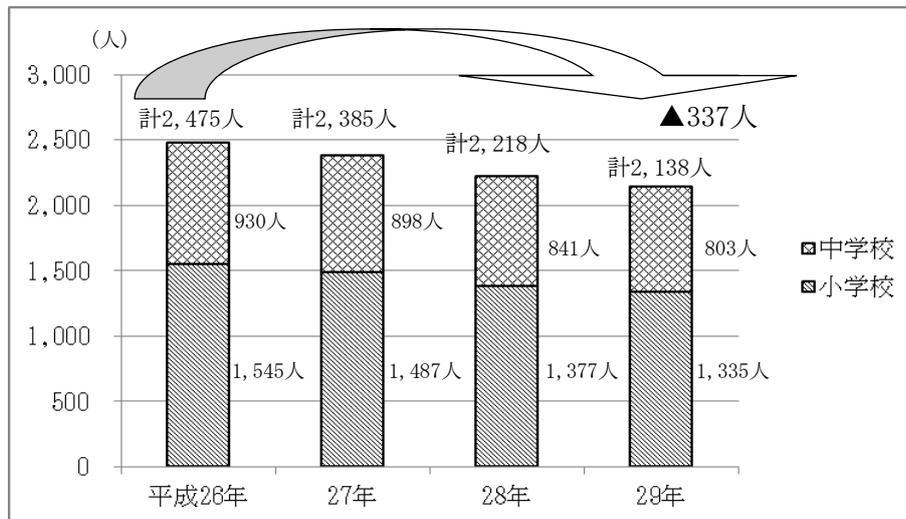
そこで、賃貸借期間が終了し、タブレットPC2,730台の所有権が市に移転したことから、これらタブレットPCの利用状況等について監査したところ、次のとおりとなっていた。

①台数の余剰について

前記のとおり、タブレットPCの賃貸借台数は2,730台であった。そして、その内訳は、児童・生徒分2,479台（小学校児童分1,548台、中学校生徒分931台）、教職員分231台（小学校教職員分143台、中学校教職員分88台）、予備分20台というものであった。

しかし、表1のとおり、年々、小学校児童・中学校生徒数が減少していること、実質的に台数変更ができない契約内容となっていたことから、余剰のタブレットPCが発生することになっていた。そして、余剰となったタブレットPCについては、当初の内訳にはなかった市立高等学校に配備したり、まなび塾に配備したりするほか、予備機として保管する状況となっている。

表1 小学校児童・中学校生徒数の推移の状況（平成26～29年）



(注) 各年とも、5月1日現在の人数である。

(参考) 契約金額 2億0732万7600円 ÷ 取得台数 2,730台 × 減少数 337人 = 2559万3187円

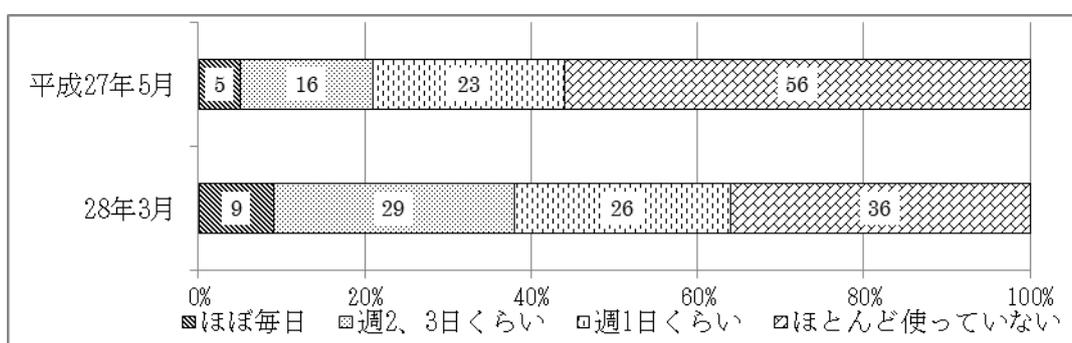
②利用状況について

市（学校教育課）は、児童・生徒及び教職員に対して、現在までの間に、27年度に2回、28年度に2回、29年度に1回の計5回にわたりタブレットの利用に関するアンケート調査を実施していた。

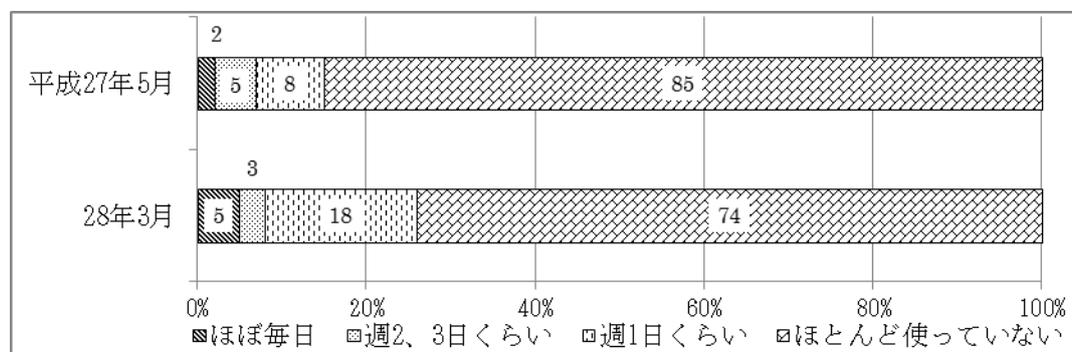
27年度分のアンケート結果の概要は、表2のとおりとなっていて、タブレットの利用は28年3月の時点で、中学校の生徒の7割以上が、また、中学校の教員の半数以上が、「ほとんど使っていない」などというアンケート結果となっていた。

表2 タブレットの利用に関するアンケート結果の概要（平成27年度分）

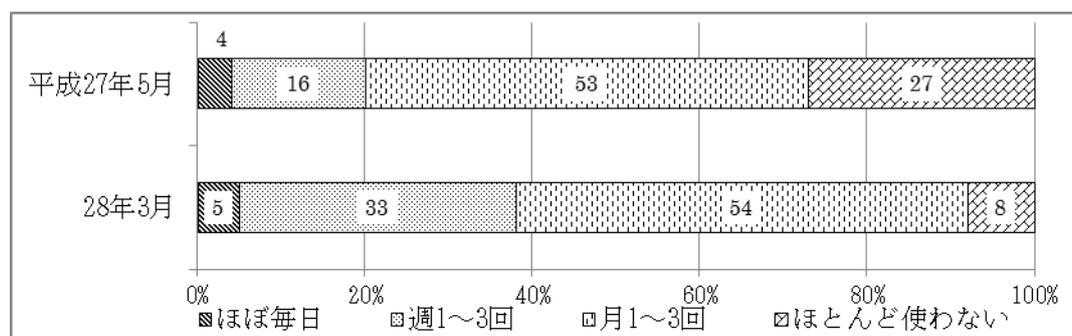
＜児童のタブレットPCの利用について(小学校)＞



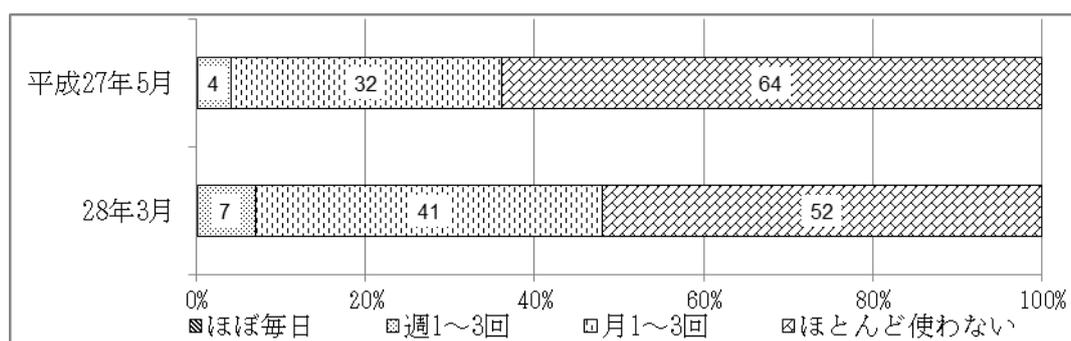
＜生徒のタブレットPCの利用について(中学校)＞



＜教員のタブレットPCの利用について(小学校)＞



〈教員のタブレットP Cの利用について(中学校)〉



一方、28年度及び29年度分に係る3回分のアンケートについては、ICT活用促進を趣旨とする教員研修組織である「備前市ICT活用推進協議会」効果測定部門の外部有識者による集計・分析を待っているところとなっている。

以上のように、26年度に契約して調達したタブレットP Cは、児童・生徒数の減少に伴い余剰が大量に発生しており、また、その利用状況は、28年3月の時点では、中学校生徒、中学校教員の大半が「ほとんど使っていない」などの状態となっていた。

そして、タブレットP Cは、調達から約3年間に過ぎていることから、数年後には更新を迎えることが想定される。

したがって、今後のタブレットP Cの更新に当たっては、児童・生徒数の減少を考慮するとともに、アンケート結果を早期に集計して利用の実態を的確に把握したり教育現場に反映したりすることなどにより適切な台数を算定して、経済的な更新となるよう検討する必要があると認められる。